

平成29年11月市議会 教育厚生委員会資料

第92号議案 工事の請負契約の締結について  
仁田佐古小学校建設特殊基礎工事

目次

1 「第92号議案 工事請負契約の締結」が継続審査となった理由	P1～2
2 小島養生所及び関連遺跡の遺構検出状況	P3
3 分析究理所に関する遺構の取扱い	
(1) 分析究理所跡（校舎建設地）に係る長崎市文化財審議会の 審議経過	P4～5
(2) 遺構に関する国との協議経過	P6～7
(3) 新校舎建設計画と遺構の状況	P8～9
(4) 遺構現在地及び移設（案）（校舎側）	P10～13
4 平成29年9月市議会定例会後の長崎大学との協議経過	P14～23

文化観光部

教育委員会

平成29年11月



1 「第92号議案 工事請負契約の締結」が継続審査となった理由

(1) 長崎市文化財審議会が遺構調査を求めている部分についての調査結果を待つこと。

○平成29年9月における発掘調査

旧佐古小学校敷地における小島養生所等遺跡の発掘調査は、平成29年9月末までに終了し、新たに次の遺構を検出した。

(平成29年9月28日 長崎市文化財審議会に報告)

① 校舎・グラウンド側敷地における発掘調査（追加調査）

<検出した遺構（分析究理所等）>

区 分	検出箇所	遺構の取扱い
敷地の石垣	北側 2カ所	埋め戻して現状保存
	南側 3カ所	敷地内で移設して保存・活用
石段	南側 1カ所	敷地内で移設して保存・活用

② 体育館側敷地における発掘調査

<検出した遺構（小島養生所）>

区 分	検出箇所	遺構の取扱い
石垣	北側 1カ所	埋め戻して現状保存
	東側 1カ所	埋め戻して現状保存
建物基礎（玉砂利）	北側 4カ所	埋め戻して現状保存

(2) 長崎大学からの要望に対する回答を整理すること。

《長崎大学からの要望内容》

ア 分析究理所遺構等の全面的な発掘調査を行うとともに、その遺跡の価値について、十分な検討を行うこと。

イ その遺構の保存対応を協議し、養生所遺構と同様に見える形での現地保存・活用の可能性も検討してほしい。

## 《長崎市回答》

### アについて

旧佐古小学校の体育館敷地における小島養生所の遺構及び校舎・グラウンド側敷地における分析究理所等の遺構については、平成 29 年 9 月末までに、旧佐古小学校敷地の全面的な発掘調査を終え、小島養生所及び分析究理所等に関する残存遺構は全て検出した。

### イについて

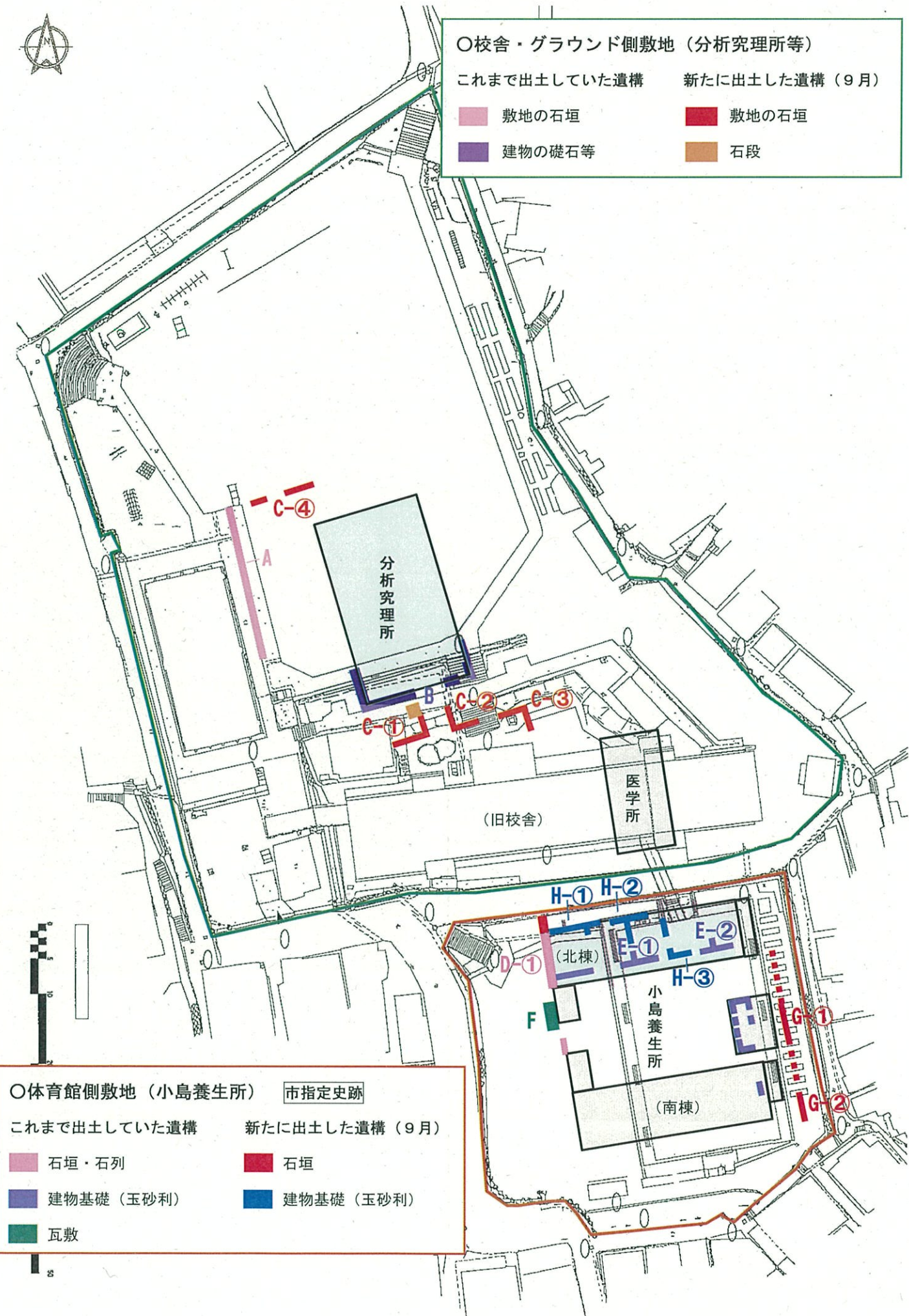
見える形での保存・活用については、11 月 23 日の文化庁等による現地調査を行った際に出された「遺構を全てセットで移設」する案と、「残せるものは現地で埋め戻して保存し、その部分は複製をつくり、新校舎建設の支障となる部分と合わせて移設」する案の 2 つの案を、12 月 5 日に長崎大学長あて提示した。

長崎大学長からは、市長に対し、「9 月 30 日の長崎大学長名の文書で示した基本的な考え方は、大学内の各学部で様々な動きがあるかもしれないが、新学長になった現在も長崎大学としては、基本的な方針に変わりはない。」「分析究理所等の遺構の取扱いについては、長崎市文化財審議会等の意見を聴いて長崎市で判断願いたい。」との回答を受けた。

### ※平成 29 年 9 月 30 日付け文書（抜粋）

本学としては、分析究理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市におかれましては、文化財としての価値あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解しております。また、養生所遺構を含めて今後の遺構保存・活用に関して、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はありません。

## 2 小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



### ○分析究理所に関する遺構（校舎・グラウンド側）

※取扱予定



A 敷地の石垣（西側） 一部移動



B 建物の礎石及び雨落ち溝 一部移動



C-1 石段・敷地の石垣 全部移動



C-2 敷地の石垣（南側） 全部移動



C-3 敷地の石垣（南側） 全部移動



C-4 敷地の石垣（北側） 埋戻し保存

### ○小島養生所に関する主な遺構（体育館側）

※取扱予定



D-1 石垣 露出保存



E-1 玉砂利 露出保存



E-2 玉砂利 露出保存



F 瓦敷 埋戻し保存



G-1 石垣 埋戻し保存



G-2 石垣 埋戻し保存



H-1 玉砂利 埋戻し保存



H-2 玉砂利 埋戻し保存



H-3 玉砂利 埋戻し保存

### 3 分析究理所に関する遺構の取扱い

(1) 分析究理所跡（校舎建設地）に係る長崎市文化財審議会の審議経過

【平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会 6 月 23 日】

(審議結果)

ア 分析究理所の敷地や範囲を示す遺構の一部である石垣（A ピンク色）について、長崎（小島）養生所跡に関連するものと認め、遺構が残る範囲を史跡に加え指定範囲を拡大することを決定。

拡大範囲の正確な位置・面積については、今後試掘調査の結果をもって決定することとした。

イ 石垣のうち、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存を前提に必要最小限の解体を行い、石材は保管したうえで、工事を進めることを決定。

○石垣（A ピンク色）

多くは埋め戻して現状保存するが、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存（3Dデータによる保存を含む。）を前提に必要最小限の解体を行い、石材は保管する。

【平成 29 年度第 3 回長崎市文化財審議会 9 月 8 日】

(審議結果)

ア 試掘調査は可能な限り実施し、確認された遺構等については文化財審議会に報告することとされた。

イ 長崎医学校時代（明治初期）の建物の位置と敷地が確認できる図面等から、分析究理所敷地の範囲を推測し、史跡に加えることとした。

ウ 建物の礎石及び雨落ち溝（B 紫色）は、小学校校舎の建設によって取り除く可能性があるが、A ピンク色の石垣については、必要最小限の解体を行うものの、多くは現状のまま保存することとした。また、史跡指定後、やむを得ず取り除かざるを得ない建物の遺構については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管することとした。

エ 史跡指定後の遺構については、破壊は適しないという意見があったことを記録に残すこととした。

○建物の礎石及び雨落ち溝（B 紫色）

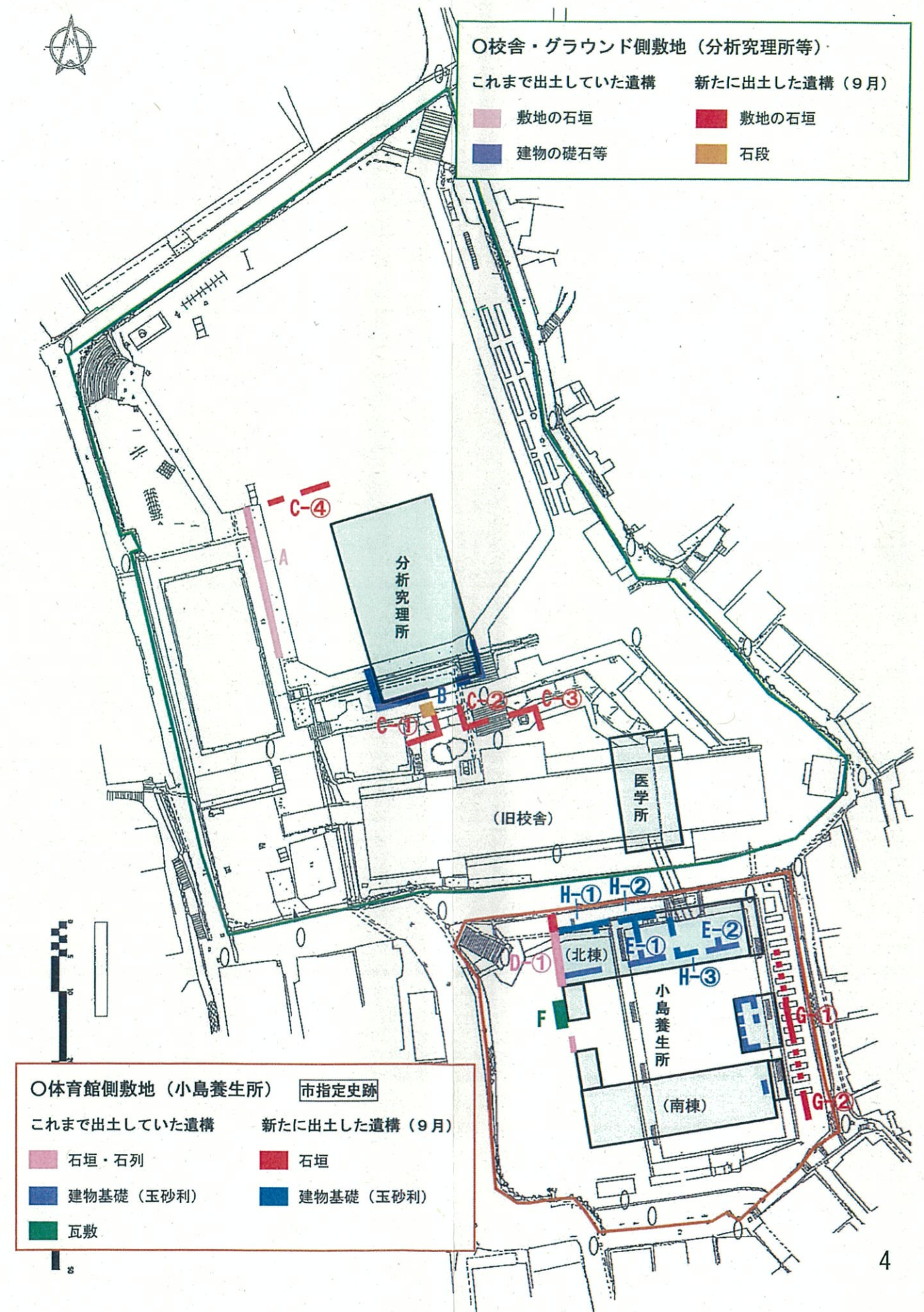
現状保存が可能な部分は埋め戻すこととするが、新校舎建設に伴い、やむを得ず取り除かなければならない部分については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管する。

遺構に関しては、3Dデータをもとに適度に縮小したレプリカを作成し、体育館に併設する予定である展示室内での展示などを含め、効果的な見せ方について検討する。

文化財審議会の審議結果にしたがい、教育委員会臨時会で決定

(平成 29 年 9 月 12 日)

小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



【平成 29 年度第 4 回長崎市文化財審議会 9 月 28 日】

(審議結果)

- ア 分析究理所の埋蔵されている残存遺構は、ほぼ完全に検出した。
- イ 追加調査により出土した遺構 (C-①~④) については、保存すべき価値がある。  
ただし、遺構を取り除いて建物を建てることについては、市で判断して決定すべき。
- ウ 史跡の指定範囲については、今後、遺構と文献資料によって検討し、見直しを行う。
- エ 環境保全の問題 (道路に面する石垣の整備) について、今後、留意して事業を行ってほしい。

文化財審議会の審議経過を受け、次のとおり教育委員会臨時会で決定 (平成 29 年 9 月 28 日)

(教育委員会決定)

○石垣・石段 (C-①~④)

平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会ですされた A ピンク色の石垣と同様の取扱いとし、C-④赤色の石垣は埋め戻して現状保存、新校舎建設の支障となるその他の遺構は、記録保存 (3D データによる保存を含む。) を前提に取り除き、石材は保管する。

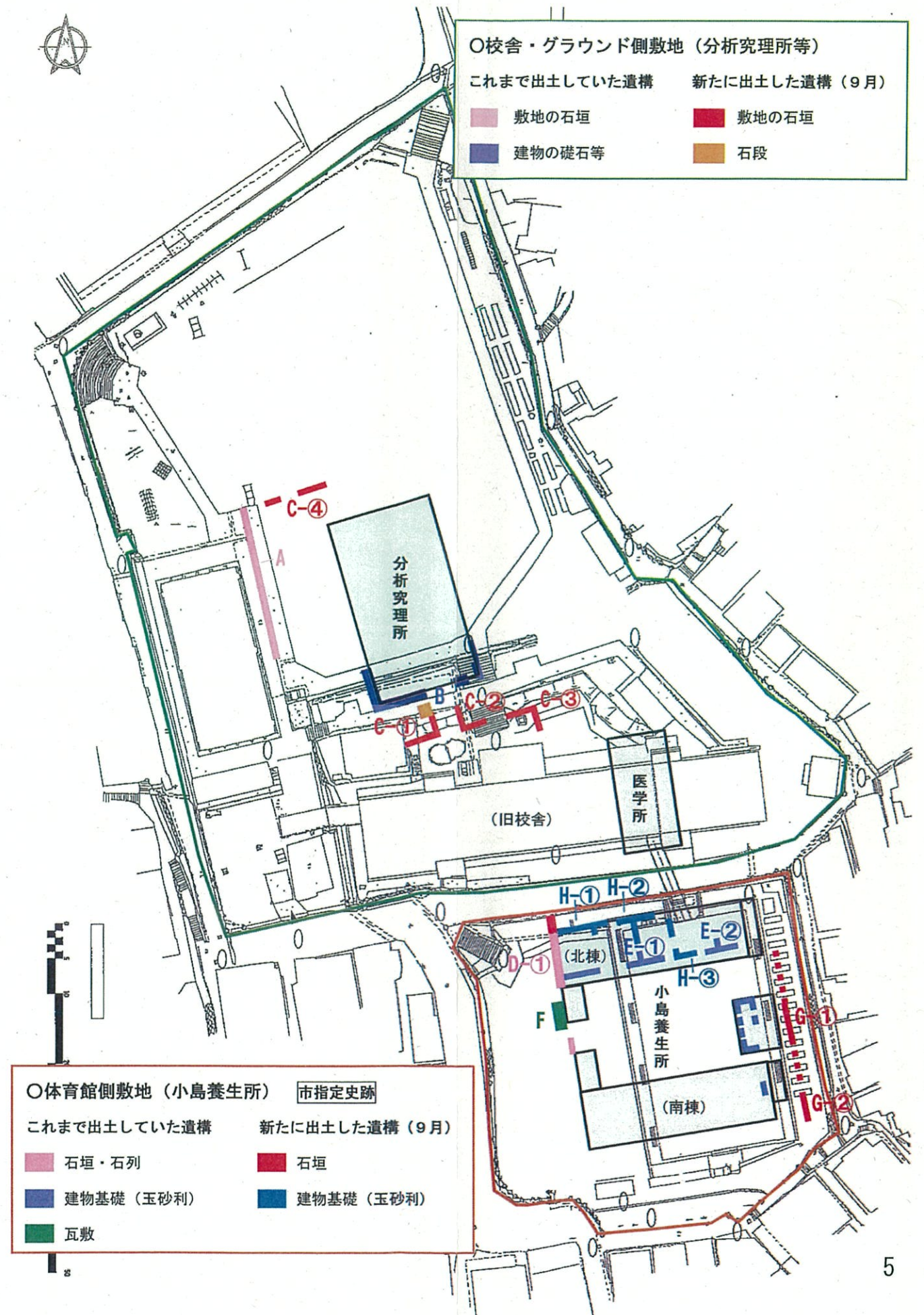
報告

【平成 29 年度第 5 回長崎市文化財審議会 10 月 10 日】

審議会においては、分析究理所遺構の取り扱いに関する教育委員会の決定の報告に対し、賛否の判断はせず、対応は市に委ねるとしながらも、次のような要望があった。

- ア 分析究理所に関する遺構については、後に検証できるように、3D データを含めしっかり記録を残してほしい。
- イ 分析究理所の残存遺構は全体のごくわずかであり、むしろ、小島養生所跡が重要であるとする。したがって、小島養生所跡の遺構をしっかりと現状保存してほしい。
- ウ 新校舎建設に伴い現状保存できない部分については、できるだけ学校敷地内で移設保存してほしい。
- エ 小島養生所跡の関連遺構を展示する施設については、長崎大学のメンバーや専門家を入れるなどして十分に検討してほしい。

小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



(2) 遺跡に関する国との協議経過

ア 文化庁への報告・協議

報告・協議日時	平成 29 年 10 月 2 日 (月) 13 : 00 ~ 14 : 00	
報告・協議場所	文化庁	
出席 機 関	国	文化庁文化財部記念物課
	市	長崎市文化観光部文化財課
	出席者	文化財課長、文化財係長 (学芸員)
文化庁見解	<p>(1) 分析究理所の出土遺構の残り具合はよくない。</p> <p>(2) 遺構の取扱いについては、長崎市が判断すればいい。</p> <p>(3) 小島養生所跡を長崎市の史跡に指定しているので、長崎市の指定を目指すならそれでいいのではないか。</p> <p>(4) 国の史跡に指定するには、遺構だけでなく、遺跡を象徴するような遺物の存在も重要であるが、分析究理所でそのような遺物は出土していない。</p> <p>(5) 近代の国指定史跡は、遺構として当時の建物が保存されているケースが多く、それらと比較して、今回の遺跡を国の史跡とするには保存状態は良くない。</p>	



イ 文化庁等による現地調査

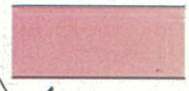
調査・協議日時		平成 29 年 11 月 23 日 (木) 14 : 00～17 : 00
調査・協議場所		長崎市
出席 機関	国	文化庁文化財部記念物課から 1 名、専門家 3 名
	県	学芸文化課から 1 名
	長崎大学	1 名
	市	教育総務部長、施設課長、文化財課長 他 5 名
文化庁等見解		<p><b>【遺構の価値について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小島養生所等遺構は、日本初の西洋式近代病院であり、病棟と研究施設がそろって近代的な価値がある。分析究理所も小島養生所と同じように考えていくのが妥当。</li> <li>・遺構は、歴史的には十分意義があるが、遺構については部分的なものに留まっている。国の史跡とするには歴史的価値と遺構の両方が残っていないと難しく、養生所を国の史跡とするのは難しい。</li> </ul> <p><b>【遺構の保存方法について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構は実物を残すことが重要である。学校建設との兼ね合いにおいては、実物をどれだけ残せるかが重要。</li> <li>・遺構の保存と学校建設のバランスをどうとるかは、行政と住民等との関係の中でしか決まらない。可能なかぎりやれることはやったとどこで言えるかである。</li> <li>・校舎側敷地の遺構は残り具合が悪いが、残っている部分が少ないからこそ、逆に貴重であると感じた。学校建設とどうバランスをとるか、やれることは全部やったと住民に説明するのが課題である。</li> <li>・いろいろな制約がある中で遺跡を残す方向として、当時を偲ばせる部分をセットで動かすことが必要。遺構は移動すれば価値が下がるが、現場の位置関係を保ったまま移設する。例えば、石垣と石段は、一緒にあることが大事であり、どちらも取り除かざるを得ないのなら、校舎敷地のどこかにセットで移設復元することも考えられる。また、遺構があった場所に位置する校舎の床面などには、それが分かるような表示を行うことも考えるべきである。</li> <li>・分析究理所建物の遺構（礎石と雨落ち溝）は、協議によるが、残せるものは残すこととし、取り壊さないといけな部分には移設する。残せる部分のレプリカを作成し、移設させる遺構と接合させて、他の場所で活用することも考えられる。</li> </ul>

### (3) 新校舎建設計画と遺構の状況

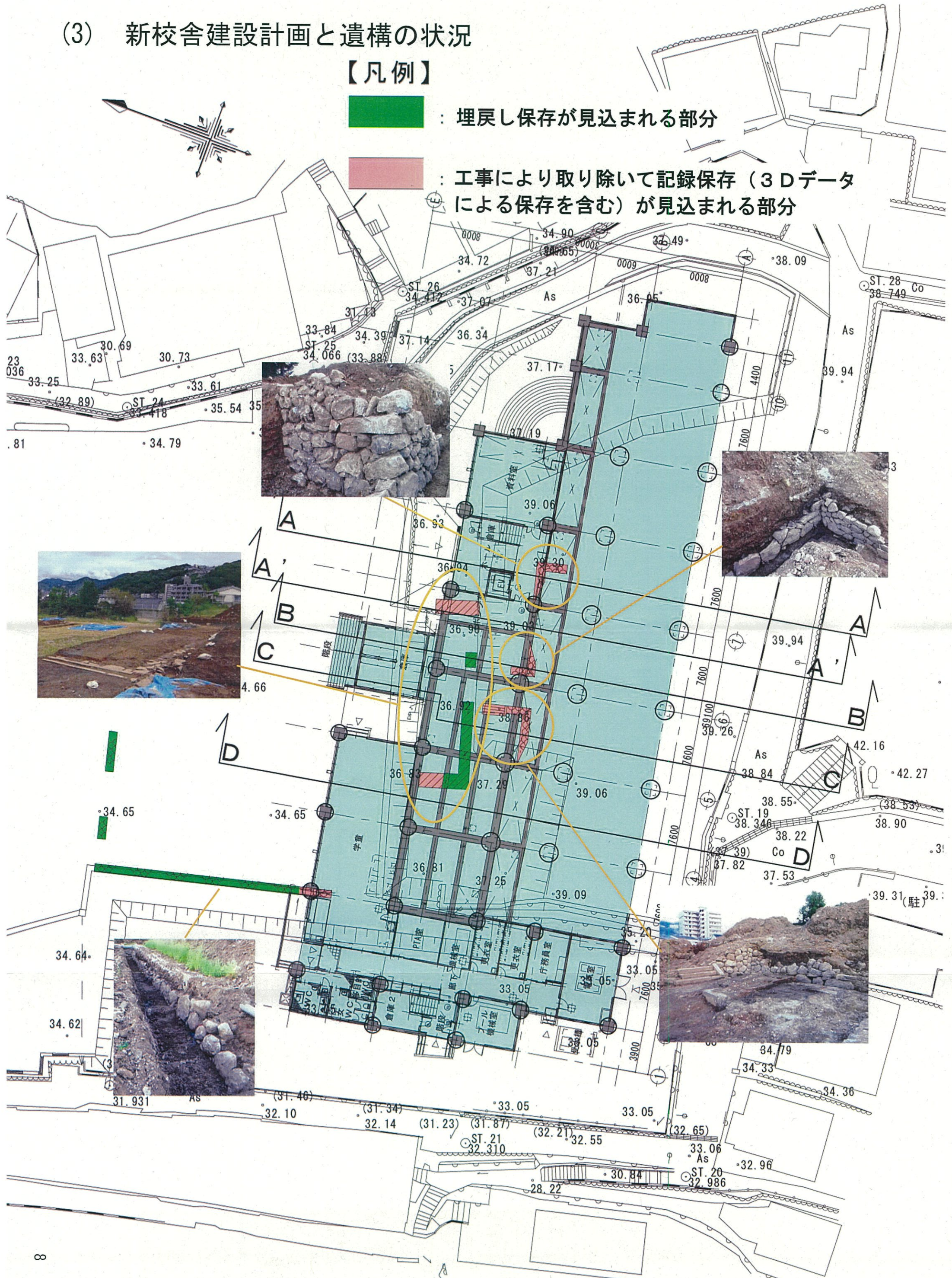
#### 【凡例】



：埋戻し保存が見込まれる部分

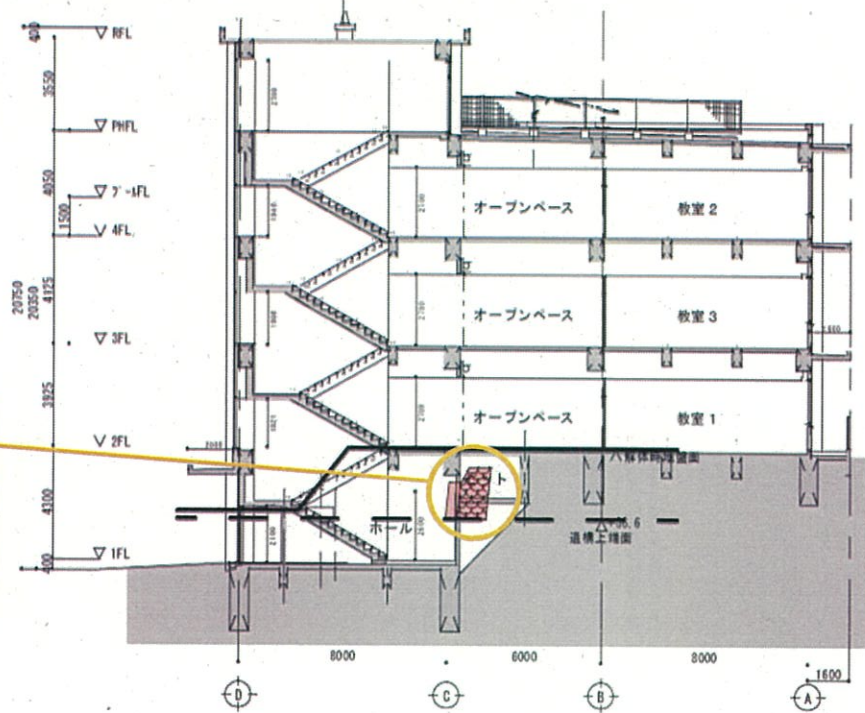


：工事により取り除いて記録保存（3Dデータによる保存を含む）が見込まれる部分

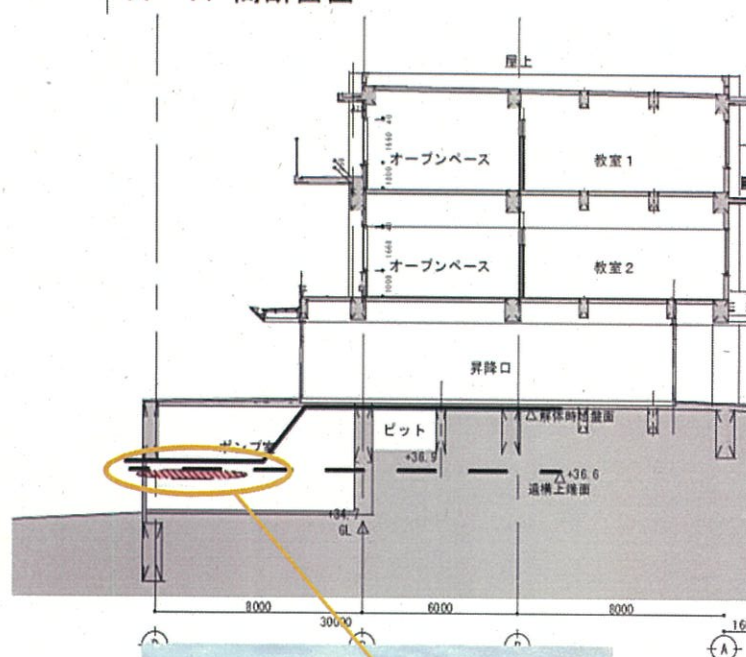


### (3) 新校舎建設計画と遺構の状況

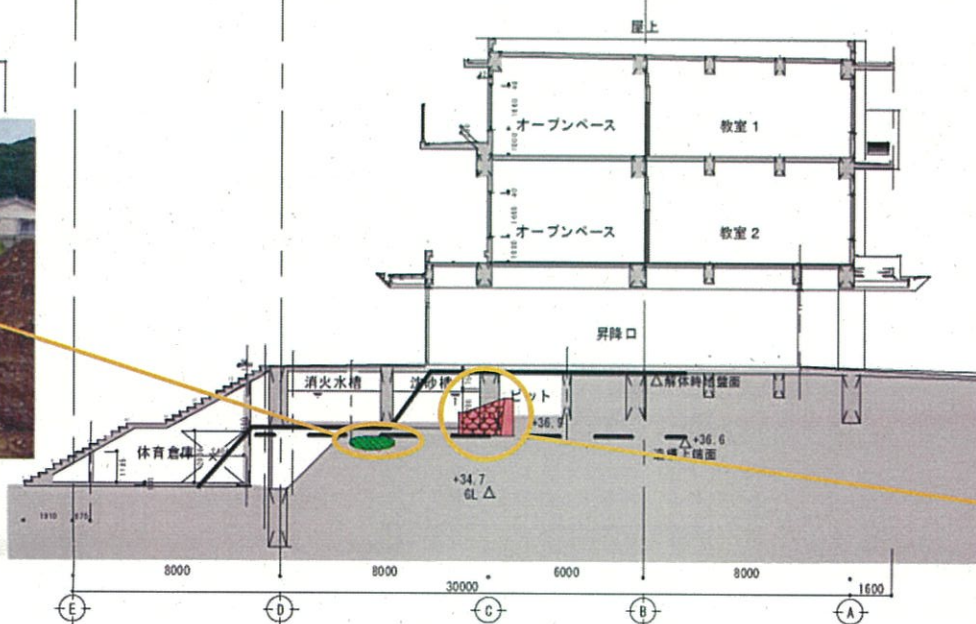
A-A 間断面図



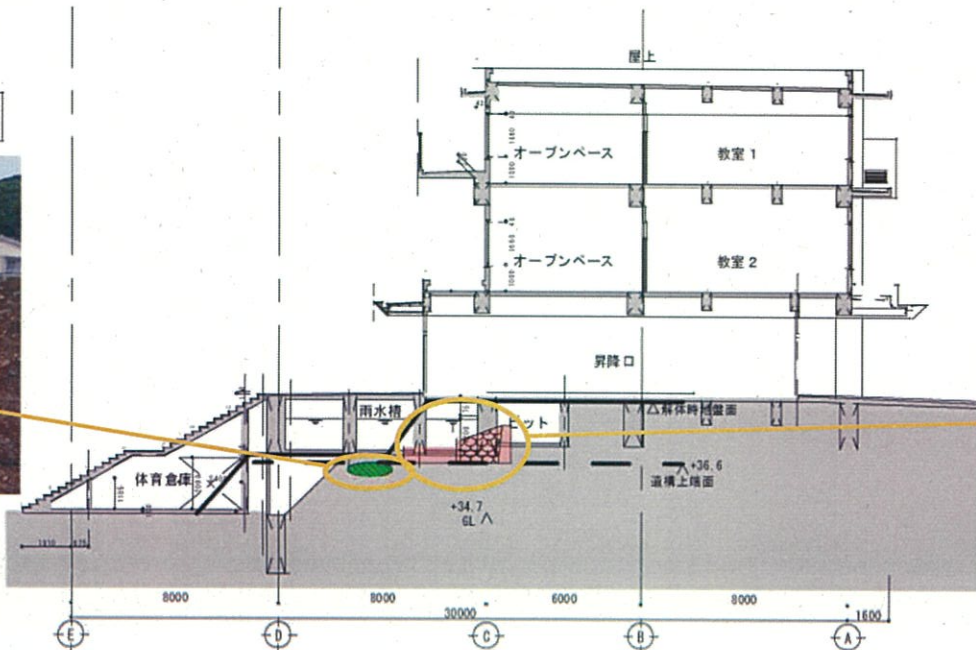
A'-A' 間断面図



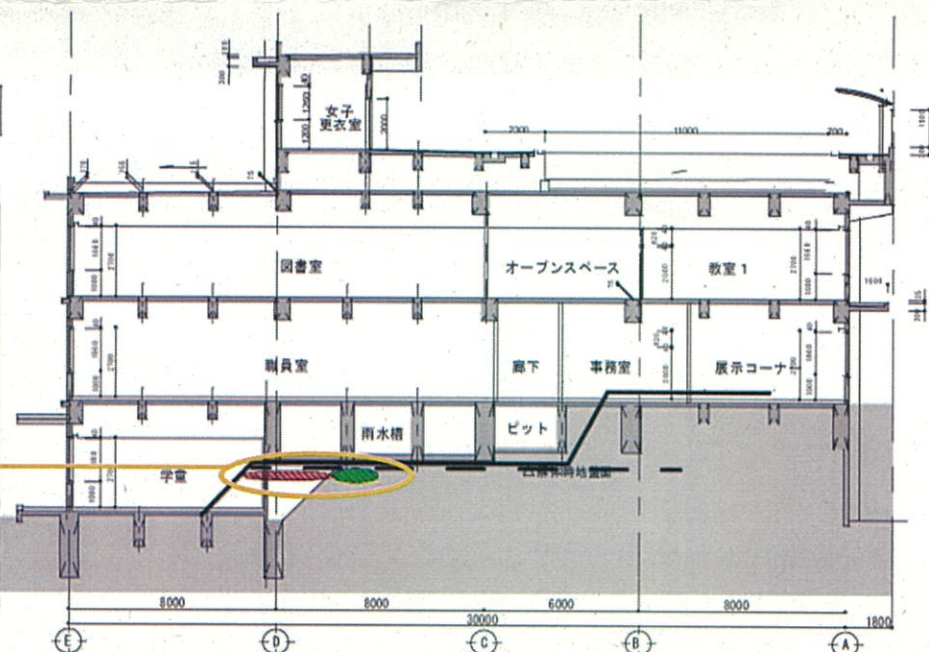
B-B 間断面図



C-C 間断面図



D-D 間断面図



【凡例】

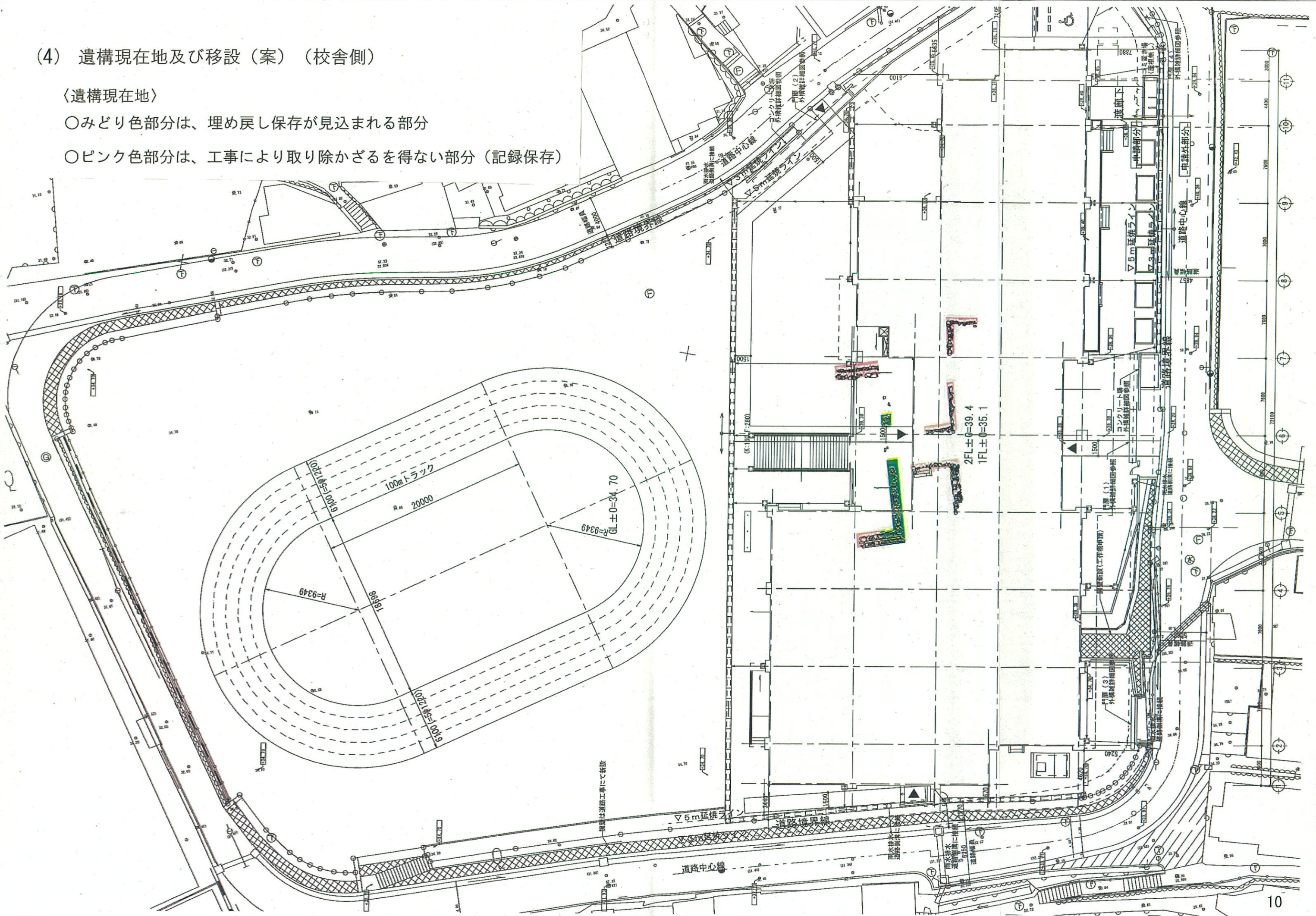
- : 埋戻し保存が見込まれる部分
- : 工事により取り除いて記録保存 (3Dデータによる保存を含む) が見込まれる部分

(4) 遺構現在地及び移設 (案) (校舎側)

〈遺構現在地〉

○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分 (記録保存)



〈遺構移設（案1）〉

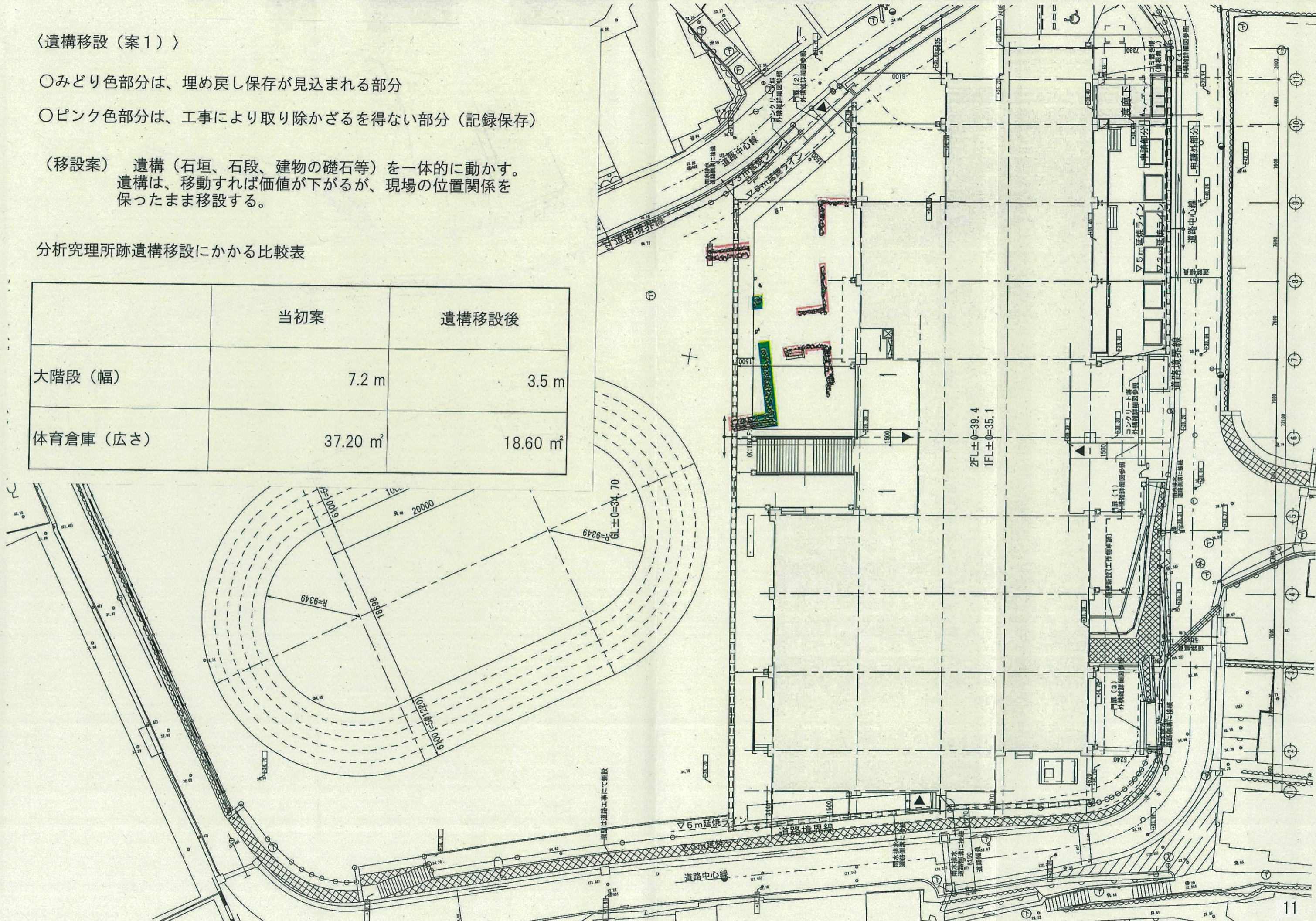
○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分（記録保存）

（移設案） 遺構（石垣、石段、建物の礎石等）を一體的に動かす。遺構は、移動すれば価値が下がるが、現場の位置関係を保ったまま移設する。

分析究理所跡遺構移設にかかる比較表

	当初案	遺構移設後
大階段（幅）	7.2 m	3.5 m
体育倉庫（広さ）	37.20 m <sup>2</sup>	18.60 m <sup>2</sup>



〈遺構移設（案2）〉

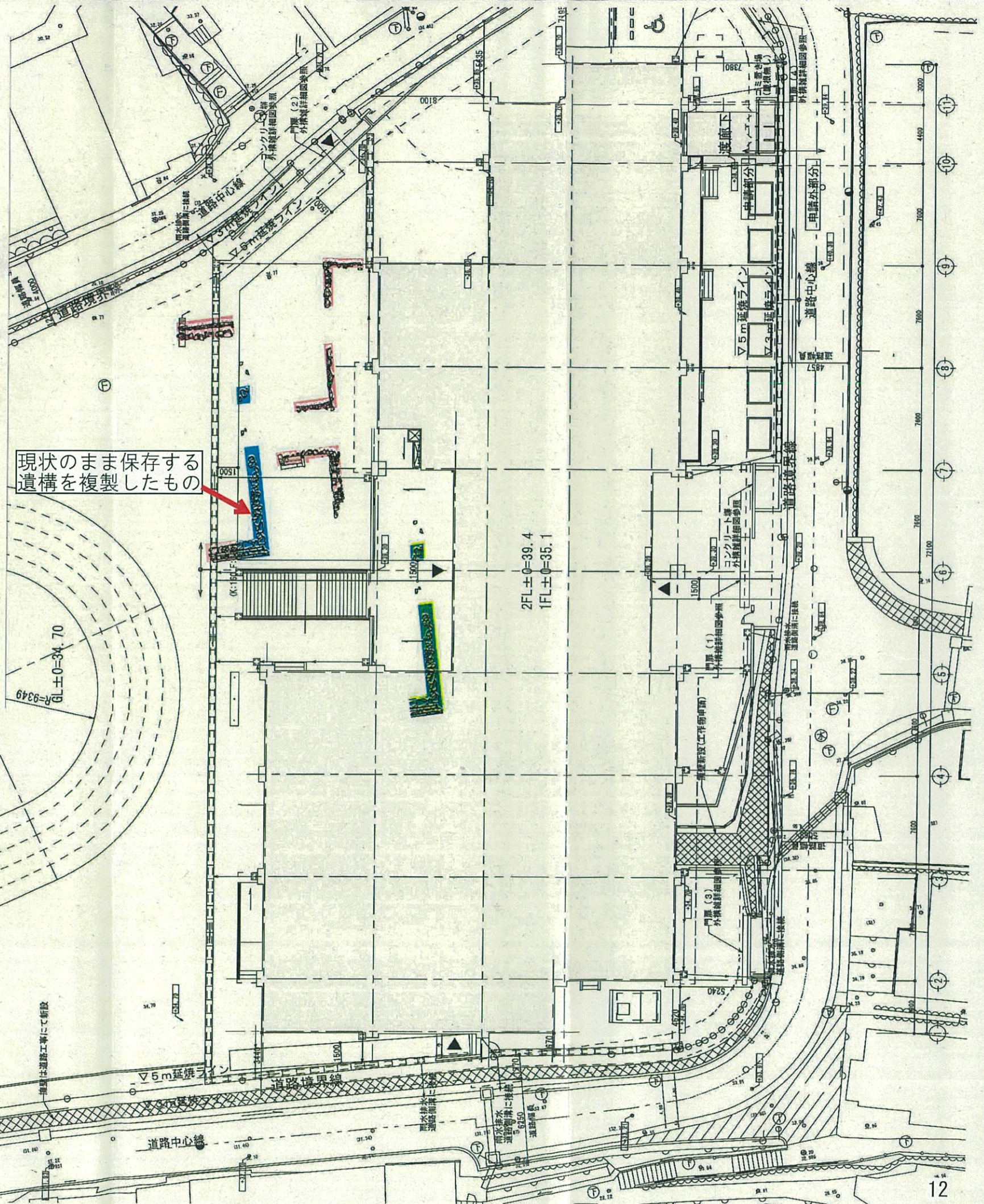
○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分（記録保存）

（移設案） 埋め戻しにより現状のまま保存する（みどり色部分）  
 ことを基本としながら、新校舎建設に支障となる部分  
 （ピンク色部分）は、精度の高い記録をとったうえで移設する。  
 移設する部分は、埋め戻した部分の複製（青色部分）  
 と合わせて、元の姿を彷彿とさせるように敷地内で再現し、  
 保存・活用を図る。

分析究理所跡遺構移設にかかる比較表

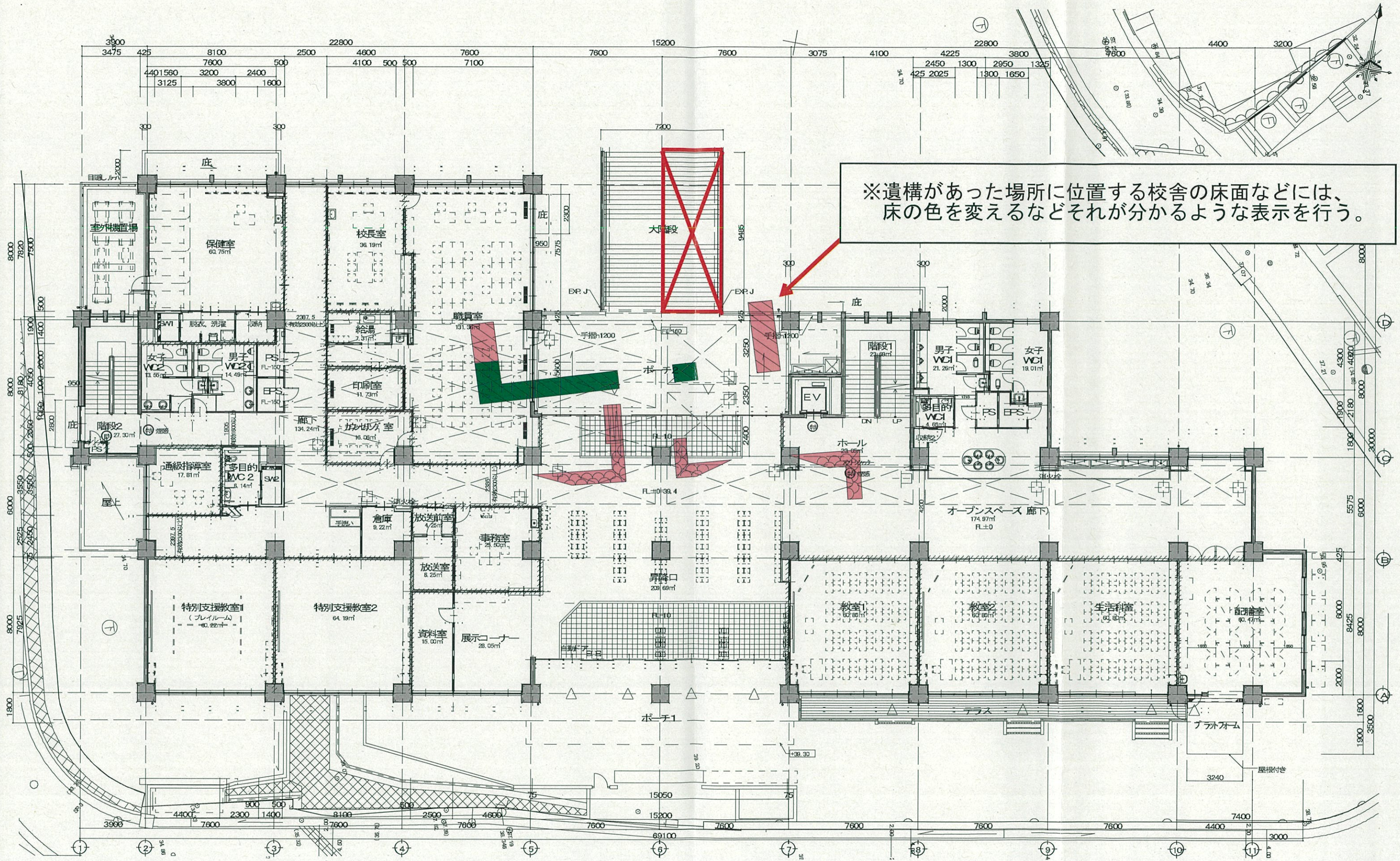
	当初案	遺構移設後
大階段（幅）	7.2 m	3.5 m
体育倉庫（広さ）	37.20 m <sup>2</sup>	18.60 m <sup>2</sup>



現状のまま保存する  
 遺構を複製したもの

Gl±0=34.70  
 R=9349

2FL±0=39.4  
 1FL±0=35.1



#### 4 平成29年9月市議会定例会後の長崎大学との協議経過

日付	文書又は協議	内容等
H29. 9. 12	<p>「分析窮理所、医学書を含む養生所遺構の調査、保存、活用についての要望書」 (長崎大学学長、医学部長から市長へ)</p>	<p>(1) 杭工事を延期し、分析窮理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査を行うとともに、その遺跡としての価値についての十分な検討を行う。</p> <p>(2) 既に発掘された分析窮理所遺構や解剖室推定地を含めて、保存対応を協議する。その際、養生所遺構と同様に見える形での現地保存・活用の可能性も検討する。</p>
H29. 9. 29	<p>「分析窮理所、医学書を含む養生所遺構の調査、保存、活用について」(文書)(市長から長崎大学学長、医学部長へ)</p>	<p>1 分析窮理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査及び遺跡の価値の検討</p> <p>(1) 追加調査として、分析窮理所敷地のライン及び分析窮理所や解剖室、医学所に関し、遺構が残る可能性がある場所について、全面的な発掘調査を行い、遺構が残る可能性が無いと思われる場所も掘削し、その結果地山が検出されるなど、確証が得られるまで調査を行った。</p> <p>結果として、分析窮理所敷地の南側及び北側のラインに残る石垣を発見し、南側敷地では、破壊された石段の一部が出土したが、解剖室の遺構はなかった。</p> <p>2 既に発掘された分析窮理所遺構や解剖室推定地を含めた保存対応等</p> <p>(1) 分析窮理所周囲の石垣等</p> <p>敷地西側の多くは埋め戻し現状保存、新校舎建設の支障となる部分は、記録保存(3Dデータによる保存を含む。)を前提に、必要最小限の解体を行い、石材は保管する。</p> <p>追加調査で発見された敷地南側及び北側のラインの石垣の一部、南側敷地の石段の一部は、新校舎建設の支障となる多くの部分を記録保存し、取り除き、石材は保管する。</p> <p>(2) 分析窮理所建物に係る礎石及び雨落ち溝遺構を現状のまま露出展示することは困難であり、現状保存が可能な部分は埋め戻し</p> <p>新校舎建設に伴い、取り除かなければならない部分は、3D計測によって精度の高い記録を取り、礎石は保管する。</p> <p>遺構については、レプリカを作成し、展示室内での展示などを含め、今後長崎大学と協議する。</p>



日付	文書又は協議	内容等
H29. 9. 30	「小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて」 (文書)(長崎大学学長、医学部長から市長へ)	<p>本学としては、分析窮理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市におかれては、文化財の価値あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解している。</p> <p>また、養生所遺構を含め今後の遺構保存・活用に関し、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はない。</p> <p>その上で下記(1)(2)について説明を求めると同時に大学と協力できる機会を要望</p> <p>(1) 文化財審議会において、分析窮理所遺構の文化財としての評価、審議内容及び結論はどのようなものであったのか</p> <p>(2) 分析窮理所の現地において見える形での保存の可能性についての検討、検討内容はどうかであったのか。</p> <p>3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯</p>
H29. 10. 11	長崎大学との協議 (学長、医学部長、病院長)	<p>9月30日において説明を求められた事項に対し、図面と資料を基に説明を行った。</p> <p>協議結果</p> <p>(1) 分析究理所遺構の現地において見える形での要望</p> <p>(2) 遺構の保存活用について、長崎市と長崎大学が協議する場を今後設けることの確認</p>
H29. 12. 5	長崎大学長図面案の提示 (1) 小島養生所における展示のイメージ図 (2) 分析究理所等を現地で見える形での保存案(2案)	<p>(1) 小島養生所遺構については、全て現状保存(埋め戻し、一部露出展示) ・展示室イメージ図</p> <p>(2) 11月23日の文化庁等の現地調査による意見を基に、石垣、階段、礎石等をセットで、移設し、見える形での保存活用</p> <p>なお、校舎内においては、床面等に遺構があった場所の表示を行う。</p> <p>(案1) 遺構を全てセットで移設 (案2) 残せるものは現地で埋め戻し保存し、その部分は複製を作成し、新校舎建設の支障となる部分と併せて移設。</p>
H29. 12. 5	長崎大学学長から市長への回答	<p>(1) 9月30日の大学長名の文書で示した基本的な考え方については、現在においても変更はない。</p> <p>(2) 分析究理所等の遺構の取扱い2案については、市で判断願いたい。</p>

平成 29 年 9 月 12 日

長崎市長

田 土 富 久 様

長崎大学

学 長 片 峰

医学部長 永 安



#### 分析窮理所、医学所を含む養生所遺構の調査、保存、活用についての要望書

養生所遺構の調査、保存、活用につきましては、平成 28 年 2 月に長崎大学長、同医学部長及び県・市医師会長より、平成 29 年 1 月には長崎大学長、同医学部長より、貴殿宛てに要望書を提出させていただきました。とくに後者においては、養生所跡地については適切に保存し世界的歴史遺産（日本近代医学発祥の地）として将来にわたって活用すること、医学所及び分析窮理所跡地については追加調査のうえ新たな遺構が発見されれば合わせて適切に保存いただくこと等、具体的な要望をさせていただきました。その後、養生所跡地については、保存方法・活用などに関して当方の要望を踏まえながらご対応いただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、医学所及び分析窮理所跡地については、このたび追加調査により新たに分析窮理所遺構が発見されたことを受け、改めて遺構保存に関する新たな要望書を提出させていただきましたことといたしました。

平成 29 年 5 月 31 日に遺構の追加調査の結果を市担当者よりご説明いただきましたが、その時は、旧佐古小学校校舎の位置にあった「医学所」、校庭の位置にあった「分析窮理所」については試掘を行ったものの関連遺構は残っていないとの報告でありました。その後、6 月 15 日に医学部長ら長崎大学側関係者により市側立ち合いのもと現場視察を行った際に、分析窮理所跡についてはこれまで市側が行ってきた位置とは異なる試掘箇所を提案し了承いただきました。この新たな試掘調査に関する市側からの結果報告会が、先般 9 月 5 日に長崎大学にて行われ、学長、副学長、病院長、医学部長らに対して、分析窮理所の礎石の部分が新たに発見されたこと、この分析窮理所跡地を市指定史跡の追加指定範囲とすることなどが報告されました。

しかしながら、一方で小学校校舎建設に向けて来る 10 月から当該場所における杭工事が

開始される予定であると聞き及んでいます。教育関連の公共工事という点で計画を急ぐ長崎市の立場は一定理解できるものの、長崎大学としては、今回の新たな遺構の発見によりこれまでとは異なる対応を今後講じる必要が生じたものと認識しており、以下の事項について要望させていただきます。

- 1) 杭工事を延期し、分析竊理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査を行うとともに、その遺跡としての価値について十分な検討を行う。
- 2) 既に発掘された分析竊理所遺構や解剖室推定地を含めて、保存対応を協議する。その際、養生所遺構と同様に見える形での現地保存・活用の可能性も検討する。

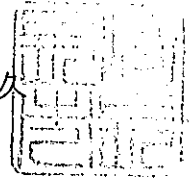
以上、ご考慮賜れば、幸甚です。

長文財第 189 号  
平成 29 年 9 月 29 日

長崎大学

学長 片 峰 茂 様  
医学部長 永 安 武 様

長崎市長 田 上 富 久



### 分析究理所、医学所を含む養生所遺構の調査、保存、活用について

長崎（小島）養生所跡遺構の調査とその保存・活用につきましては、これまで貴重なご意見・ご要望、ご助言を賜り、大変有難く、感謝申し上げます。

平成 29 年 9 月 12 日にご要望をいただきました点につきまして、次のとおりお答えいたします。

#### 1 分析究理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査及び遺跡の価値の検討について

分析究理所に関する遺構につきましては、今年 5 月に行った校舎解体工事に伴う学芸員の立ち合いにより、西側敷地ラインに残る石垣の一部を発見し、7 月終わりから 8 月末までに実施した発掘調査では、南側に残る建物の礎石及び雨落ち溝（排水溝）が出土しました。

また、9 月の初旬から 25 日にかけては、追加調査として、分析究理所敷地のライン及び分析究理所や解剖室、医学所に関し、遺構が残る可能性がある場所について、全面的な発掘調査を行い、併せて、これまでの試掘調査により、遺構が残る可能性が無いと思われる場所についても、さらに広く掘削し、掘削の結果、地山が検出されるなど、その確証が得られるまで調査しております。

この追加調査は、長崎医学校時代の寄宿舍や校務所等も対象に加え、広範に実施いたしましたが、それらの遺構は残っておらず、結果として、分析究理所敷地の南側及び北側のラインに残る石垣の一部を新たに発見し、南側の敷地内では、破壊された石段の一部が出土したものの、解剖室に関する遺構はありませんでした。

遺構が残る校舎・グラウンド側敷地の一部につきましては、今後、市の史跡に加えることも検討し、保存・継承を図っていきたいと考えています。

## 2 既に発掘された分析究理所遺構や解剖室推定地を含めた保存対応等について

発掘調査において、解剖室に関する遺構は発見されておりませんが、分析究理所に係る遺構については、次のとおり取り扱うことといたします。

### (1) 分析究理所周囲の石垣等

敷地西側に連なる石垣の多くは埋め戻して現状保存しますが、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存（3Dデータによる保存を含む）を前提に、必要最小限の解体を行い、石材は保管することといたします。

また、9月の追加調査で発見された敷地南側及び北側のラインに残る石垣の一部及び南側の敷地内で出土した石段の一部については、西側の遺構と同様に新校舎建設の支障となる多くの部分を記録保存（3Dデータによる保存を含む）とし、取り除きますが、石材は保管することといたします。

### (2) 分析究理所建物に係る礎石及び雨落ち溝

遺構を現状のまま露出展示することは困難であり、現状保存が可能な部分は埋め戻しますが、新校舎建設に伴い、取り除かなければならない部分については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管することといたします。

遺構に関しては、3Dデータをもとに適度に縮小したレプリカを作成し、体育館に併設する予定である展示室内での展示などを含め、効果的な見せ方について、長崎大学と協議させていただきます。

これまでの調査で、石垣や建物の礎石等が発見されたことにより、かつて存在した分析究理所やその敷地の正確な位置が判明し、史跡とする範囲の確定にもつながったものと考えています。

これらの遺構の展示のあり方につきましては、長崎大学と協議の場を設け、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討し、遺構と学校が併存できるよう取り組んでまいります。

なお、学校建設につきましては、地域住民の方々等で構成する統廃合協議会で長い時間をかけて協議を重ね、子どもたちの教育環境を考慮した結果、旧佐古小学校の場所に決定したものです。校舎の老朽化が進んでおり、一日も早く子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう学校建設を推進する

ことも、果たすべき重要な責務であると考えております。

教育委員会の判断をふまえ、長崎市といたしましては、出土した遺構の精一杯の保存に努めながら、埋蔵文化財の保護と学校建設の両立を図ってまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 9 月 30 日

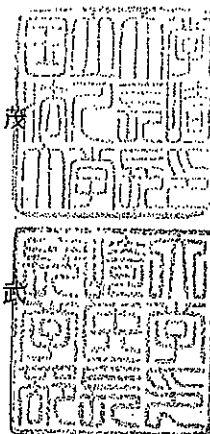
長崎市長

田上 富久 様

長崎大学

学 長 片 峰 茂

医学部長 永 安 武



小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて

小島養生所遺構の追加調査に関しまして、これまで当方の意見を踏まえながらご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、9月5日に開催されました試掘調査に関する市側からの結果報告会において、それまで保存、活用が協議されていた養生所北棟の遺構以外に新たに「分析窮理所跡」が発見されたことを受け、遺構保存に関する新たな要望書を9月12日付で学長、医学部長の連名で提出させていただきました。

その中で、1) 杭工事を延期し、分析窮理所遺構の全面的な発掘調査を進め、その文化財としての価値を適切に評価すること、2) 分析窮理所跡や既に発掘された解剖室跡を含めて養生所遺構と同様に見える形での保存の可能性も含めた対応を協議すること、の2点を要望とさせていただきます。

その後に行われました分析窮理所遺構の全面的な発掘調査につきましては短期間に迅速にご対応いただきましたことに感謝しております。

このたび9月29日付で市側の回答書を拝受すると同時に、教育委員会の方より調査結果を受けて行われました9月28日の文化財審議会による協議を受けて出された教育委員会の決定に関しまして、その経緯と内容をご説明いただきましたが、長崎大学としましては、前回の要望内容に照らして、以下の疑問点が残りました。29日夜には、NHKが「文化財審議会が、新たな遺構は残すべき価値があると判断した」と、当方への説明とは若干異なるニュアンスで報道しておりました。

- 1) 文化財審議会において、分析窮理所遺構の文化財としての評価が行われたと思いましたが、実際にはその審議内容及び結論はどのようなものであったのか。
- 2) 分析窮理所遺構の現地において見える形での保存の可能性について検討していただ



いたのか。その検討内容はどうかであったのか。その上で、3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯はどうかであったのか。

本学としては、分析窮理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市におかれましては、文化財としての価値あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解しております。また、養生所遺構を含めて今後の遺構保存・活用に関して、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はありません。その上で、上記疑問点に関してご説明いただくと同時に、本学関係者が遺構の保存と活用、さらには価値の向上にご協力できる機会を賜れば幸甚です。



## 長崎大学との協議結果の概要

日時：平成29年10月11日 18:00～19:10

場所：長崎大学会議室

出席者：長崎大学

学長、医学部長、病院長 ほか5名 計 8名

長崎市

教育長、教育総務部長、施設課長、文化観光部長、文化財課長

まちづくり部理事、建築課長 ほか2名 計 9名

### 1 協議趣旨

- ・9月30日付、長崎大学から、「分析究理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市においては、文化財としての価値、あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解している。また、養生所遺構を含めて今後の遺構保存・活用に関して、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はない。そのうえで、疑問点に関して説明いただきたい。」との「小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて」の文書が長崎市長あてに提出された。
- ・疑問点について説明し、理解を求めるもの。

### 2 主な協議内容

次の2つの疑問点について、長崎市文化財審議会における別添資料の遺構の出土状況や図面等による説明を含む審議経過に基づき回答した。

- (1) 文化財審議会において、分析究理所遺構の文化財としての評価が行われたものと思うが、その審議内容及び結論はどのようなものであったか。
- (2) 分析究理所遺構の現地において見える形での保存の可能性について検討していただいたのか。その検討内容はどうであったのか。その上で3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯はどうであったのか。

### 3 協議結果

- ① 分析究理所遺構の現地において見える形での保存ができないか要望があった。
- ② 長崎大学側は、遺構の保存、活用について長崎市と長崎大学が協議する場を今後設けることを確認した。